



## 教職員レッド・ページ概要ノート(その4): 秋田県における教職員レッド・ページ

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2012-11-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 明神, 勲 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.32150/00004299">https://doi.org/10.32150/00004299</a>

## 教職員レッド・パージ概要ノート（その4） ——秋田県における教職員レッド・パージ——

明 神 勲

### 一 レッド・パージ前史

#### （一）レッド・パージの前兆

東北連絡調整事務局は、1948年4月30日付「執務報告」において、軍政府の動向について次のように報じている。

“…共産党の活動に対しては4月16日開催された在仙官衙会議に出席した宮城軍政府司令官「ボーリング」中佐は、私見として共産党運動に対する官衙の強硬な態度を要望する處があった。”<sup>(1)</sup>

さらに7ヶ月後の11月30日付報告では、「…軍政府の労働教育方針は益々強化されつつある模様で個々の労組の運営に関する指導は勿論のこと最近では重点を特に思想方面及民主化運動援助に指向して来ておるやに感ぜられる。」<sup>(2)</sup>として、軍政府が反共的労働政策の展開を鮮明にしていることを明らかにしている。1948年にはこのような反共的動向は東北各県の教育界においても登場した。

秋田では、1948年春以降の秋田軍政部、県当局による反共的攻勢の強化によりレッド・パージの前兆と見做されるいくつかの事件が起こされている。1948年4月、県当局が38名の師範学校卒業生を不採用とした事件はその一つであった。これはその後、秋田県教職員組合（以下、県教組と略）の抗議により6月中には全員の採用が実現し事件は決着をみることになったのであるが、在学中に社会科学研究会に所属していた多数の卒業生の採用を県当局が拒否した思想差別事件であった。<sup>(3)</sup>

同様の事例として、1948年4月の2名の組合幹部の未発令問題を挙げることができる。青年学校令の廃止に伴う青年学校関係教職員の扱いについて、県当局と県教組は1948年4月23日付で「舊青年学校教職員を小、中学校に配置轉換させる」旨の協約を結んでいたが、県当局がこれを無視し旭青年学校長・鈴木義雄（県教組中央副執行委員長・日教組中央執行委員）についてのみ意識的に辞令を出さず、県教組の抗議にもかかわらずその後においても「調査中」として採用を拒否した。また、川村徳治（県教組中央執行委員）は、組合業務に専従するため1948年2月に一旦退職したが、その際に復職を円滑にするための身分保障として事務嘱託発令の口約していたが、県当局は発令の手続きを取らず、その後復職を希望したが採用を認めようとはしなかった。このため県教組は、この件を労働組合法第11条違反（組合活動制限の解雇）として、秋田地方労働委員会に1948年6月29日に提訴した。地方労働委員会は長期間の調査、審議の結果、1949年3月4日、「鈴木義雄および川村徳治の不採用は労組法第11条に違反する嫌疑濃厚とみとめる。」<sup>(4)</sup>と認定した。その理由として鈴木義雄については「教員としての資格は充分であることは県当局もみとめているにもかかわらず、青年学校教職員中現在まで採用されない者は本人1名のみであって、その理由として県当局は『調査中』と繰り返すのみであるが、いまなお調査を要する点が残存するという納得すべき理由をみいだし得ないのであり、これは本人が県教組中央副執行委員長および日教組中央委員として組合活動に重大な役割を演じ、かつ積極的に組合活動をなしたことによるとみとめざるを得ない。」<sup>(5)</sup>とし、川村徳治についてもほぼ同様の理由を挙げている。このように地労委は労組法第11条違反の嫌疑濃厚と認定し県当局の措置の不当性を明らかにしたが、同法第33条による処罰請求をせず「兩名のこうむった不利益を実質的につぐないような善後処置を講じることがを会長に一任」<sup>(6)</sup>することにとどまったため、最終的には12万円の補償で妥結し2名の採用は実現しなかった。この件は地労委の指摘のように組合活動を理由とした不

当労働行為であると同時に、両名が共産党に所属しその積極的な党员であったことにより引き起こされた実質的な臍首事件＝レッド・ページとしての性格も含むものであった。1948年8月、「赤い先生を県で懲戒免官」と報じられた<sup>(7)</sup>佐藤和喜治（県教組青年部副部長）の懲戒免職事件は、レッド・ページの性格がより鮮明な事件であった。これは、1948年4月の県教組4・15ストの際に佐藤教官が教室及び自宅において生徒に対して共産党の宣伝をなしその後も反省がなかったとして、県が8月19日教職不適格者として免官処分に付したもので、「共産党教員に対する初の処断として注目」<sup>(7)</sup>された事件であった。県教組は事実無根の組合活動に対する弾圧として地方労働委員会に提訴したが、地労委は10月「労組法第11条に違反せず」の認定を下し、免職が確定した。<sup>(8)</sup>

さらに1949年春には、いくつかの村で共産党员とされた教員の排除を求める動きが地域有力者によって起こされている。たとえば仙北郡雲沢村西長野小学校PTA会長（前村長）は、3月25日秋田県教育委員会（以下、県教委）及び県議会を訪れ、「赤い先生に完全に支配されている学校には子弟をあずけておけない」として以下のような理由をあげ教員の異動を要求した。

「同村には西長野、雲然…の3小学校と雲然小学校に併置の雲沢新制中学校があるが、雲然小学校の教員は校長…以下全員7名が共産党员であるほか同じ校内の雲沢中学校にも共産党员2名おり、学校内で生徒に共産主義思想を吹き込んでいるので西長野小学校の今年の卒業生43名のうち20名が村の新制中学に入学するのをきらい隣接角館町の新制中学へ入学を希望している。同校P・T・Aでは24日臨時総会を開いて対策を協議の結果、子供を共産主義から護るためには赤い学校へ入学させられないと卒業生全員の父兄が意見一致して赤い教員の全面的な異動を要求、もし異動が不可能な場合は角館町へ1学級増置の措置をとること、そのいずれか解決をみるまでは生徒は一切登校させないと決議を挙げ…」<sup>(9)</sup>

県教委は直ちに校長等の異動を行ったが、排斥された校長はこのような動きは「いろいろな村内のこみ入った事情からの政治的かけ引きであって、はなはだ迷惑である。」<sup>(10)</sup>としてこの措置に抗議しているが、「雲沢村には共産党员が六百名と称されているが、これが学校の教員が中心になって働きかけた結果」<sup>(11)</sup>と考えていた元村長の政治的思惑によるところが大きかったものと思われる。なお、後のレッド・ページにおいて雲然小学校の教員は対象者として追放されることになるが、前村長は彼らの村政批判により村長を辞任せざるを得なかったという事情があった。同様に村政紛争に関連した赤い教員攻撃は外旭川村においても起こっていた。<sup>(12)</sup>

このような動きと符節を合わせるかのように、地元紙は「教員の自由に就いて」としてアメリカにおける教員レッド・ページの動向を紹介している。<sup>(13)</sup>

## （二）秋田地方軍政部の教育への干渉

「教組結成までの好意、援助の態勢であった米軍政部も、人が変わり、それと同時に教組に対する介入、妨害は目に余るものとなった」<sup>(14)</sup>といわれるが、県教組に対する地方軍政部の干渉について県教組史は次のように記述している。

1948年〈昭23〉4月10日、女子附属小…で開かれた秋教組第4回臨時大会は開会前から異常な緊迫感にみちていた。対県5項目の実現を期して、4月15日ストライキに突入するか…妥結をはかるかをきめる大会であった。会場には占領軍秋田軍政部長キーン（大佐）が部下を従えて臨席し、警官も現れるなどものしい雰囲気であった。かねて軍政部はこのストを抑えようと、昨冬以来、教育課長モロニー、労働課長ズローニスが、直接中央委員会、中央闘争委員会々場の教育会館に入り来り『闘争中止方』を執拗に迫るのであった。モロニーは、二階会議室に来るや否や、ハットを西部劇もどきにさかさに机上におき、えんえんと『共産党支配からのがれるためにも闘争をやめよ』と演説して、居並ぶ委員をねめまわすのであった。折角もり上がった対県闘争の戦術や意欲が、彼の勧告と称する脅迫で水をさされることも一切ならずであった。彼の妨害は執拗をきわめた。<sup>(15)</sup>

1948年頃から地方軍政部は事あるごとに教組幹部を招致し<sup>(16)</sup>、勧告、警告の名のもとに組合活動に対する執拗な干渉を行い、このため県教組は方針の変更、撤回を止むなくされることが少なからず存在した。1948年10月に実施された初の教育委員会委員選挙においても、地方軍政部は教育課長リンダール名で「秋田県教職員諸氏へ」と題する文書を配布し教員の立候補を攻撃するのみならず選挙に干渉を行った。県教組は3名の候補を推薦したが、地方軍政部は組合にお

いて左派に属した「鈴木 花岡の追い落としに露骨な干渉をし特に花岡については各学校毎にP T Aを開かせ、リンダール（教育課長モロニーの後任）が直接講師となって『軍政部は花岡、鈴木に賛成しない』とのべ歩いた。」<sup>(17)</sup>という。このような露骨な干渉により花岡、鈴木は落選し県教組推薦の当選者は1名にとどまった。

地方軍政部の干渉は県教組のみならず各学校にも及びその方針決定に影響を与えていた。秋田師範学校の学生処分をめぐる経緯はその例をなすものであった。1948年10月、秋田師範学校自治会が実施したストライキに関連して学校当局は18名（うち自治委員17名）の学生処分（退学4名、停学7名、謹慎7名）を行った。その後、学生自治会のストライキを含む抗議、自治会と学校当局の話し合いの結果、1949年1月10日の学校協議会（学校側と学生側の協議機関）において全員の処分解除・復学が合意された。ところが、2月10日、学校当局は再び3名の復学の取り消しを表明するに至ったが、その方針変更は地方軍政部の強い意向を反映したものであった。1月10日の学校協議会の席上、「学校側は被処分者の復学は軍政府の承諾を受けねばならぬ旨、極めて注目すべき発言をなし、1月14日には校長が軍政府に出頭することになっている」<sup>(18)</sup>ことを明らかにしていた。軍政部はその際に「軍政部ではこの問題について重大な関心をもって各方面から調査をすゝめてきた…秋田軍政部ではこれに対し（1月10日学校協議会の合意事項…引用者）斎藤校長に妥協は解決の道でない」と要望した<sup>(19)</sup>ことを明らかにしている。

さらに、県教委の指導の実権をも地方軍政部が実質的に掌握していたことについて、ある教育委員は次のように回想している。

…第1回選挙は教育知事選挙といわれ拾数名の立候補者の中から6名当選した。…当時の記念写真を見ると知事の蓮池氏、教育長の飯塚氏、総務部長の現知事小畑氏の顔も見えるが、真中にはC I C（C I Eの誤り—引用者）のリンダール氏がでんと座っている。この事が示しているように、公選という民主主義の原則に立って成立したというもの、指導の実権は、C I Cが握っていたといえよう。…初代の教育長飯塚氏は、極めてまじめな行政官であったが1年足らずして吉田課長に交代させざるを得なくなったのは、教育委員の意図にはあらずして、蔭の圧力によるものであるという現実と直面しては、何んの民主的委員会であろうかと、全県（全員か？—引用者）悲壮な感慨に打たれた生々しく苦々しい記憶がある。<sup>(20)</sup>

## 二 レッド・ページの準備過程と辞職勧告の概要

### （一）レッド・ページの準備過程

秋田における教職員レッド・ページが、何時、誰のイニシアティブによって着手され、それがその後どのような経緯をへて最終決定に至ったのか——残念ながらこれについては現在のところ殆ど判明していない。これについて県教委側は、教育委員会における追放対象者の決定過程について公式には次のように言明していた。

勧告対象者決定には数回の委員会を経たが43名という員数はたゞ1回で決った。何名づつか併せられて43名になったわけではない。決定には勿論、慎重な審議を経、員数は最小限度にとどめた。《中略》勧告はなすに當っての調査は始めから43名であつたわけではなくそれ以上あつたのだが、人事刷新上43名に勧告すると決定したのである。主として用いた調査方法は、こと個人にわたるので差し控えたいが、決定の委員会を開く前の事前調査は教育行政上調査したと申し上げるより他ない。そして教員として適格性を欠く者について措置したということであり、欠格とは特定政黨に關係あるからなどということではなく、勤務がルーズだからそう認めたものである。委員としては…一應は目で視、耳で聞いたことが判断のもとになっているわけである。<sup>(21)</sup>

この言明では追放に対する県教委のイニシアティブとその正当性が強調されているが、地方軍政部・民事部の関与はなかったのだろうか。後に教育委員の一人は、これが占領軍の圧力による十分な論拠を欠いた追放であったことを率直に語っている。

當時を回想すれば色々なことがあるがその一、二を申せば…多数の好ましからざる者として追放者を出さなければ

ならなかったことなど圧力に基くとはいえその無力さをまざまざと露呈させられたものでした。

どうしてこんなに処分せねばならぬのかと問われても力強く答弁するのにその資料を持たぬ悲哀を感じたものでした。<sup>(22)</sup>

また、当時県教組出身の県会議員であった庫山寛一氏も、県議会で追放の不当性を追及した後「本会議が終って議場を出ると吉田教育長が近よって来て『どうにもならない力で…どうすることもできなかった』と大きな体を震わせながら、くりかえすのだった。」<sup>(23)</sup>と回想している。

二人の証言から、秋田における教職員レッド・ページのイニシアティブを握っていたのが占領軍（地方軍政部・民事部あるいはC I C）であったことはほぼ推測できる。当時、「県教育委員会が軍政部の百名をこえるといわれるメモにもとづいて秘密裡に協議」<sup>(24)</sup>しているという噂が公然と流されており、占領軍の指示に基づく追放であるとの推測は一般的なものであった。

このような中で県教委は、1949年9月17日の委員会で「学校に於ける政治活動について」と題する見解<sup>(25)</sup>を決定し公表した。既にこの時点で県教委は地方軍政部・民事部とは別に、9月初旬召集の全国教育長秘密会議で文部省からもレッド・ページ実施の指示を受けている筈であり、見解の公表はこれへの第1歩の着手であった。この見解は後に教職不適格者の判定基準として利用されることになった。

## （二）辞職勧告の概要

1949年10月23日、県教委は、43名の教職員に対して小中学校については県出張所長、高校については校長を通じ辞職勧告を行った。その際に、一切の理由を示すことなく退職を勧告し、10月25日までに退職に応じない場合は、官吏分限令第11条第4項を適用し休職あるいは免職処分に付すことを申し渡した。退職勧告の状況のある該当者は次のように説明している。

「43名が首切りの通告をうけた状態は、大同小異で、全く話にもならないものでした。昭和24年10月23日、日曜でした。秋田出張所のあった秋田市旧物産館に木元善治所長がたった一人でポツンとおりました。《中略》。わたしが入室し、向かい合って椅子に腰をおろすと、所長はややしばらくして、ポツンと、『加藤君、君は俺よりさがしがら（賢いから）、よくわかっていると思うが、今度君にやめてもらわなければならなくなりました』わたしは無言で、真直ぐに所長の顔を見つめていました。所長は首を垂れ、机の上に組んだ両手に目をそそぎながら、『わたしもひどいやり方だと思う…。こんなことには反対すべきだとも思うが職をやめれば妻子を養うことが出来なくなるし…。加藤君、悪く思わないでくれー。』

いろいろなこともあると思うが、いう通りやめてくれ」

《中略》。その後何故小生がやめなければいけないのか、どんな具体的なことがページの理由になるのかと、やりとりがあったが、結局『私としては、君をやめさせなければならない理由はない。今後必要あればどんな所にも出て、君について証言します』ということ以上に進展しないし、こちらと即答をさせて会談をおわったのでした。」<sup>(26)</sup>

被勧告者の内訳は、学校種別では小学校14名（男12名、女2名）、中学校21名（男17名、女4名）、高校8名（男5名、女3名）で、この中に3名の校長が含まれていた点が他の都道府県には見られない特徴であった。また、43名中27名が当時あるいは元の組合幹部であり、当時の執行委員18名の内6名が含まれており、その他に日教組中央執行委員、前委員長等の大量の組合活動家が対象とされていた点にも秋田の特徴があった。被勧告者達は48時間以内に諾否の選択を迫られたが、これを受諾し依願免職・退職となった者37名、これをあくまで拒否し休職とされた者5名、懲戒免職とされた者1名という結果になった。<sup>(27)</sup>

## 三 秋田県教組の対応

県教組は、10月30日臨時大会を開いて、①不当弾圧であるから休・退職を撤回させる、②教育委員会に対して再度かかる弾圧をしない旨の声明書を発表させることを申し入れる、③救援対策を立てる、④地方労働委員会提訴、法廷闘争を行う、⑤他労組との共闘及び大衆的闘いの推進、の5項目の闘争方針を決定し反対運動に取り組むことになった。執行委員会ではこの大会後、地方労働委員会への救済申し立て、教育委員会への審査請求、救援対策委員会規定の制定な

ど次々と大会決定の具体化を進めた。レッド・ページの該当者に対して救援対策を講じた教職員組合は全国的に極めて少なかったが、秋田では12月3日の中央委員会において「一、復職の促進、就職の斡旋及該当者の事業援助 二、俸給給与手当其他一切の給与の迅速な獲得 三、生活資金の貸付 四、実害保障 五、事業資金の貸付 六、法廷斗争費及救援会計の経理」等の活動を目的とする救援対策委員会の設置を決定し<sup>(28)</sup>、さらに組合費の節減と組合員カンパ（一人100円）により118万円の救援対策費用の計上を確認し被追放者の支援にあたることになった。また、11月11日開催の日教組臨時大会（塩原大会）では、秋田県代議員7名は一致してレッド・ページ反対闘争の強化と国際自由労連加盟をはじめとする執行部の右旋回方針への反対を表明した。この大会で執行部方針は賛成394、反対40、保留40、棄権4の圧倒的多数で可決されたが、秋田は新潟、京都と並び日教組の右旋回を批判する左派の少数派に属していた。しかし、県教組は当時内部に様々な矛盾を抱えておりレッド・ページ反対闘争も順調に進展した訳ではなかった。1948年春以降の軍政部による干渉、政令201号による組合活動の制限により県教組の闘争力は低下傾向を辿っていたが、レッド・ページを目前に「組合員はいしゅくにいしゅくを重ね、反動攻勢からくる教員のクビキリの噂は、次から次と噂をうみ、教育界の不安動揺はおおうべくもなかった。」<sup>(29)</sup>という状態に追い込まれていった。さらにレッド・ページ後には第2次ページの噂も流され「この際はおとなしくしていると、沈痛な雰囲気」<sup>(30)</sup>が学校を支配した。県教組はレッド・ページが組合活動に与えた影響を「この處分のため組合員に重大な衝撃を與え25年度副委員長3名のうち2名、中執20名のうち13名しか立候補なく、また各支部も役員を辞退する者多く三役選出に非常に難儀をし、殊に仙北・南秋は苦境にたった。…なを大会・中央委員会も流会することが多くなり分会に於ける組合活動は非常に制限され支部・地区活動も極めて不活発な現状となっている。」<sup>(31)</sup>と指摘している。このような動向はレッド・ページを含む「企業整備・行政整理」の攻勢にさらされた多くの組合に共通して見れた現象であった。10月5日・6日開催された東北7県（新潟を含む）北海道労政課長会議では「イ 各県共に労働戦線が分裂し、県労働会議が支配力を失い民同勢力が抬頭しつつあること。ロ 行政整理及び企業合理化の圧力に抗しかねて労働運動は著しく意気沮喪しつつあること（行政整理及び企業合理化は、労働組合の民主化に対し、労働教育よりも有力であったとも言えよう）」<sup>(32)</sup>が明らかにされという。県教組にとってレッド・ページに前後する1948年から1950年の時期は“暗い谷間”の最も苦しい時期であり、「そういう中でよく10月30日の臨時大会で、多少の消極的傾向はありましたが、よく反対決議がおったものだと思います。」<sup>(33)</sup>と当時のある組合幹部は回想している。

【秋田県レッド・パーシ関係一覧表】

番 号	地 域	学 校 名	氏 名	休退職	A	B	C	D
1	秋 田	久保田中	川 村 ツ ネ	依願免	△	○	—	—
2	秋 田	商 業 高	泉 谷 順 治	依願免	△	○	—	—
3	秋 田	工 業 高	三 島 亮 吉	依願退	—	—	—	—
4	北秋田	大 館 中	伊 藤 雅 太	依願退	△	—	—	—
5	北秋田	大 館 中	木 村 秋 良	依願免	—	△	—	—
6	北秋田	鷹 巣 中	沢 田 一 義	休 職	○	○	○	—
7	北秋田	鳳 鳴 高	喜 田 説 治	依願免	—	△	—	—
8	北秋田	鳳 鳴 高	林 貞 子	休 職	—	—	—	—
9	北秋田	鳳 鳴 高	伊 藤 純 子	依願免	—	—	—	—
10	北秋田	桂 高	阿 部 ハナ子	依願免	—	—	—	—
11	山 本	響 中	小笠原 与 五	依願免	△	△	—	—
12	山 本	藤 琴 中	大 森 一 直	依願免	△	○	—	—
13	南秋田	大 川 中	加 藤 芳 雄	依願免	△	○	—	○
14	南秋田	外旭川小	仙 波 立 男	依願免	△	○	—	○
15	南秋田	鷲 木 小	渡 部 恒	依願免	△	○	—	—
16	南秋田	五里合中	青 井 祐 一	依願免	△	○	—	—
17	南秋田	高 岡 小	工 藤 博	依願退	△	△	—	—
18	河 辺	和 田 中	杉 原 俊 一	依願免	△	○	—	○
19	由 利	本 荘 高	齋 藤 六三郎	依願免	△	△	—	—
20	由 利	松ヶ崎中	齋 藤 ハルエ	依願免	△	—	—	○
21	由 利	矢 島 中	辻 衛	依願免	△	—	—	○
22	由 利	矢 島 中	山 田 秀 雄	依願免	△	—	—	—
23	仙 北	長 野 小	高 橋 堯	依願免	—	△	—	○
24	仙 北	角館南高	笹 川 富 男	休 職	○	○	○	—
25	仙 北	長 野 中	佐 藤 英八郎	依願免	—	△	—	○
26	仙 北	田 沢 小	下 総 次 郎	休 職	○	○	○	—
27	仙 北	雲 然 小	佐 藤 勇	休 職	○	○	○	—
28	仙 北	大 曲 小	赤 坂 隆 三	懲戒免	○	○	○	—
29	仙 北	西 長 野	畠 山 純 一	依願免	△	—	—	—
30	仙 北	神 代 中	佐 藤 武	依願免	—	—	—	—
31	平 鹿	横 手 一	佐 藤 莊 吉	依願免	△	○	—	—
32	平 鹿	旭 小	柴 田 ノ ブ	依願免	△	—	—	—
33	平 鹿	吉 田 小	小 松 尹 秀	依願免	△	△	—	○
34	平 鹿	横手二中	高 橋 景 三	依願免	△	○	—	○
35	平 鹿	旭 中	鈴 木 洋	依願免	△	○	—	—
36	平 鹿	旭 小	田 畑 三 郎	依願免	△	—	—	—
37	平 鹿	醍 醐 小	地 主 吉太郎	依願退	△	—	—	—
38	雄 勝	岩 崎 小	岩井川 安次郎	依願免	△	○	—	○
39	雄 勝	弁 天 中	高 橋 健 一	依願免	△	○	—	—
40	雄 勝	弁 天 小	高 橋 蓉 子	依願免	—	—	—	—
41	雄 勝	岩 崎 中	朽 木 達 子	依願退	△	△	—	—
42	雄 勝	須 川 小	三 浦 勝太郎	依願退	△	—	—	—
43	雄 勝	明 治 中	後 藤 正 一	依願免	△	—	—	—

\*1 A欄は教育委員会審査請求，B欄は地労委申立，C欄は行政訴訟で，「—」…非該当者，「○」…該当者，「△」…該当者であったが途中で取り下げた者を示す。  
D欄は復職者で，「○」…該当者，「—」…非該当者を示す。

\*2 秋田県教組資料「被勧告休退者名簿（昭和24・12・16現在）」等を基に作成。

このような中で組合内部に被ページ者を組合から排除する動きが出始める。仙北支部角館地区を中心に被ページ者を含んだ中央執行委員会への不信任の声が起こり、12月25日の執行委員会では17対14で被ページ者の役員資格を認めないことを決定した。<sup>(34)</sup> また組規約では、現職者以外でも中央執行委員会の承認があれば組合員となることができるという規定があったが、1950年3月の臨時大会ではこの規定の削除を264対169で決定し被ページ者全員が組合員の資格を失うことになった。これは、東北民事本部オースチン教育課長の勧告、県教委の執拗な強要に従ったものであったが、被ページ者の一人は「何が悲しいとって、組合から切られたことが一番だった。教委から切られたのは弾圧だが、この規約改正にわたしは何とってこたえたらいいのか」<sup>(35)</sup> といって抗議したという。同時にこの大会の役員選挙ではこのような動向と矛盾するような動きも見られた。役員選挙で大会代議員は、レッド・ページ撤回闘争推進の急先鋒で左派の活動家として知られていた前青年部長の加賀谷勤之助氏を3票差ではあったが現職の書記長に替え新書記長に選出するという大方の予想を裏切る意思表示を行った。加賀谷氏はこの時「レッド・ページ反対闘争に託された組合員の付託はつくづく重い」とこれを受けとめ、以降新書記長としてレッド・ページ撤回闘争に邁進したという。<sup>(36)</sup>

#### 四 レッド・ページ撤回闘争の推進とその成果

##### （一）被ページ者をめぐる動向

辞職勧告の直後に多くの学校、地域で、生徒、PTAによる処分撤回、留任を求める運動が起こっていたが、この点にも秋田のレッド・ページをめぐる動向の一つの特徴があった。これについて地方労働委員会における証人の証言、新聞記事等からは以下のような動向を窺うことができる。<sup>(37)</sup>

- 川 村 ツ ネ 学級PTAが留任の決議、生徒が留任の署名運動を開始しようとしたが父母の説得で中止
- 沢 田 一 義 父母が処分取り消しの署名運動を行い県教委事務局と出張所に陳情
- 鳳鳴高校 PTAで林、喜田、伊藤3名の処分撤回を決議し県教委に陳情
- 小笠原 与 五 PTAで満場一致署名運動を決議し部落ごとに運動を開始
- 仙 波 立 男 PTA総会で協同組合その他団体長が県教委、出張所に陳情することを確認、村長も県教委に処分取り消しを陳情、青年会の教え子も復職運動を展開
- 高 橋 堯 PTAが処分不当の決議をあげ、県教委、出張所に陳情
- 笹 川 富 男 生徒が自主的に生徒大会を開催し、各クラス2名の代表が教育委員会に陳情
- 下 總 次 郎 父母が留任の署名運動、2年生女子全員が役場に行き村長に留任の陳情
- 佐 藤 勇 PTAが臨時大会で留任運動を決議し処分撤回を校長、県教委、県議会に陳情
- 小 松 尹 秀 PTA、村議会代表が県教委に復職を陳情、署名運動も実施
- 高 橋 景 三 PTA・児童が留任運動
- 岩井川 安次郎 PTA代表4名が25日県教委に再審査を陳情、署名運動では1夜に2、300名の署名が集まった
- 高 橋 健 一 緊急PTA役員会で退職勧告撤回・即時復職を満場一致で決議し県教委に陳情
- 高 橋 蓉 子 24日PTAで対策協議の結果、勤務成績はもとより行動も何ら非難さるべきものではないとして再審査要求を決定
- 三 浦 勝太郎 PTAが処分取り消しの決議

また、被ページ者達は、1949年11月5日教育擁護同盟という組織をつくり、組合書記局内の一部を借り受け組合と一体になった復職闘争の推進、事業・生活資金の貸出等の組合への要請あるいは就職の斡旋や失業保険の請求等生活確保の活動を開始した。またこの同盟は被ページ者以外の退職教員にも加盟を呼びかけ、その活動も処分撤回の対策や闘争に止まらず秋田県教育の民主化を目標に組織化を進めていった。<sup>(38)</sup>

##### （二）法的闘争の展開——教育委員会審査、地方労働委員会申立、行政訴訟

###### [法的闘争の概要]

当時、教育公務員がその意に反して不利益処分を受けた場合の法的救済には、①「教育公務員特例法」、「国家公務員法」による教育委員会、人事院への審査請求、②「労働組合法」、「労働基準法」による労働委員会、労働基準監督所

(局)への申立、申告、③「行政事件特例法」による裁判所への行政訴訟の提訴という三つの方法が存在した。

県教組は臨時大会の決定に基づき、1949年11月1日、秋田地方労働委員会（以下、地労委）に27名の救済申立を行った。これに対して地労委は11月19日、「教育公務員の意に反する不利益な処分にたいする救済については…任命権者である教育委員会みずからが処理すべきであり、労働委員会が関与すべきではない」<sup>(39)</sup>との理由により一旦は申立を却下した。しかしその後、中央労働委員会から地方公務員に関する不当労働行為事件について労働委員会の管轄権が存在する旨の通牒があり、地労委は1950年3月、県教組の再申立を受理した。次に県教組は、11月21日と25日に県教委に対して処分取り消しを求める33名の審査請求を行った。これは地方公務員法未制定の下で教育公務員特例法第15条第3項により準用された国家公務員法第90条「処分を受けた者は、処分説明書受領後30日以内に、人事院（任命権者と読み替え一引用者）に、その審査を請求することができる。」との規定により任命権者たる県教育委員会に審査請求を行ったものである。しかし、県教委が3ヶ月を経過しても審査に着手しようとしなかったため「行政事件訴訟特例法」により秋田地方裁判所に5名の休職並びに免職処分取り消しを求める行政訴訟を行った。「行政事件訴訟特例法」第2条は“訴願前置主義”の原則を定め、違法な処分の取り消しを求める訴えは教育委員会審査を経た後でなければ提起することができないとしていたが、「但し、訴願の提起があった日から3箇月を経過したとき又は…正当な理由があるときは、訴願の裁決を経ないで、訴を提起することができる」という但し書き条項があり、行政訴訟の提起はこの規定に拠ったものであった。

以上のように、県教組は当時可能なあらゆる法的救済機関を舞台に処分撤回を求める運動を組織的に推進した。そして、その過程では1950年6月の朝鮮戦争の勃発、第2次教員レッド・ページ実施の閣議決定（9月）等があり組織内の一部に処分撤回闘争に対する消極的意見が現れた時期もあったが、最終的には大きな成果をあげることになった。以下、各機関における係争の経過と結果の概要を紹介することにする。

#### 〔教育委員会審査〕

地労委が申立を却下した直後の1949年11月21日及び25日には、43名中33名が県教委に対して公開審査請求を請求した。このように8割近い多数の請求がなされたことは、被処分者の処分に対する大きな怒りと処分の不当性に対する強い抗議の意思を反映したものと見ることができる。

これに対して県教委は、審査請求者には退職金及び休職給を支払わない、という驚くべき攻勢でこれに応え支払い要求を頑として拒否した。係争中であっても依願免・退職者に退職金を支給しない如何なる法的根拠も存在しなかったし、官吏分限令による休職の場合は「休職中俸給ノ三分ノ一ヲ給ス」（官吏分限令第13条）として3分の1支給が定められていた。県教委は、休職中の無給を定めた国家公務員法第80条第4項の準用を根拠に休職給の支払いを拒否したが、この条項を官吏分限令適用の地方公務員に準用することは牽強付会の感を否めなかった。しかしながら県教組は、県教委の強硬な姿勢を前に、30数名の生活を保障しながら闘い続ける事は組合財政上不可能であったため、休職者・免職者中心に6名に限定し審査請求を継続し他は取り下げという方針に転換せざるを得なかった。なお、1950年1月にこのうちの1名が請求を取り下げたため最終的には請求者は5名となった。

教育委員会審査は、委員会にとっても未経験のケースで戸惑いがあり審査規則も制定されていなかったという事情もあってどの県においても進行が遅れていた。県教組は1950年1月13日付で県教委に上申書を提出し審査の促進を要求した。しかしその後においても県教委の対応は遅々として進まず、審査請求から3ヶ月を経ても審査がいつ開始されるかの見通しが全くたたない中で、県教組は行政訴訟で争う方針を決定した。県教委が教育委員会審査開始に必要な審査規則（秋田県教育委員会規則第4号「不利益処分及び懲戒処分に関する審査の手続き」）を制定したのは、1950年8月に至ってであった。この時点では係争の舞台は既に裁判所、地労委に移っており、その後地労委において和解となったため、教育委員会での公開審査は実施されることなく事実上取り下げの形で終焉を迎えた。

#### 〔行政訴訟〕

休職処分を受けた沢田一義、下総次郎、佐藤勇、笹川富男及び免職処分を受けた赤坂隆三の5名及び県教組が原告となり、休職・免職処分の取り消しを求める訴えを1950年3月4日秋田地裁に提起した。裁判は、3月21日の第1回公判に始まり9月15日の第7回公判をへて、10月3日に判決が下されることになった。公判では、①県教組の訴訟当事者適格の有無、②教育委員会審査前の行政訴訟提起の可否、③処分の違法性の有無が論点として争われた。判決は、①、②については原告の主張を容れ県教組の当事者適格と訴訟提起を認めた。しかし、この訴訟における最大の論点である③

については被告県教委の主張を全面的に受け入れ、処分取り消しを求めた原告の請求を棄却した。例えば、佐藤勇については、次のような事実認定のもとに処分を適法としている。<sup>(40)</sup>

①部落で供米割り当て闘争及び所得税申告闘争を指導した、②PTA総会の席上「自分は…辞表を出すのが絶対に雲沢村を去らない、そして断乎として闘い村民を皆共産党に見せる」などと放言した、③共産党の機関紙アハタを生徒に配布させ、赤い先生は困るとして父兄が転任運動を起こした、④よって、教育者として逸脱行為があり教育基本法の趣旨並びに教育委員会の通牒、指導方針に悖るものであり処分は適法。

原告側は、県教委が示した処分事由に対して事実認定とその評価をめぐり悉く反論し、7回の公判が終了した時点では「情勢は極めて有利であり公判の結果としては當然白と出る」<sup>(41)</sup>と楽観的に評価していたが、全国最初の教員レッド・ページ判決は請求棄却という結果に終わった。

[地労委審査]

中央労働委員会通牒により地労委の管轄権の存在が明らかにされたため、県教組は1950年2月17日、地労委に対して労組法第7条第1号に違反する不当労働行為として27名の救済申立書を再提出した。地労委は、3月7日この受理を決定し調査、審問を開始することとした。

この過程において初めて県教委から処分の性格と理由が示されることになった。ここで県教委は処分の理由と性格を「前記43名は職場を離れ勤務を怠り、教育公務員としての服務規律に違背し、為に教育の実績あがらず、当委員会の方針に対して協力しなかった。又教育者として逸脱行為があったため地域社会の信望を失い、世の指弾を招いていたものである。当委員会は教育者として不適格であると認め、本縣教育の刷新上前記の措置をとった。」<sup>(42)</sup>としている。さらに解雇者個人についても処分理由を明らかにしたが、ここではそのいくつかの事例を紹介する。

[杉原俊一]

昭和22年度北秋大葛中学校在職中は各月毎に数日の欠勤あり、5月中には18日間の無届け欠勤の例もあり勤務頗る怠慢であった。又学校職員会には常に反抗的態度で学校運営上支障が多かった。更に特殊の政治教育を行い地域社会一般に憂慮されていたものである。右は教員として逸脱行為であり教育基本法第8条の趣旨にもとるもので、教員として不適格であると判定せざるを得ない。これが今回の措置の理由であって労組法第7条の不当労働行為に該当するものではない。

[岩井川安次郎]

岩崎小学校在職中、校長の職にあり乍ら許可を得ずして職場を離れ勤務を怠ったことは教員としての服務規律に違背するものであり、その内容が組合活動によるものとすれば勤務時間中の組合活動は政令201号に違反するのみならず、その後この政令に基づき県及び当委員会から行った数次の指示通牒にも、もとのものである。しかも校長の職にあるものにかかる勤務態度は、その影響する所重大なるものあり本県教育の刷新上此の度の措置をとったものであり、あくまでも教育的見地よりの措置であって労組法第7条に規定せる不当労働行為に該当しないものである。

[泉谷順治]

昭和21年度、昭和22年度中特に欠勤多く、加うるに特定政党の為の政治的活動が多く学校運営上支障が多かった。更に又教育に対する熱意は頗る低調で成績も上らず、教育者として不適格と判定し今回の措置をとったものである。

[朽木達子]

特定政党の為の政治的活動すること屢々であり、その党勢拡張に大いに協力した。これは教職員として不適格であると判定せるもので不当労働行為に該当せざるものである。

地労委ではこのような処分理由の存否について、申立人、県教組、県教委、校長を呼んでの10回にわたる調査を5月から7月にかけて実施した。これをもとに8月15日からは準裁判形式の公開審問が開始され、ここでは個人毎に校長、PTA役員、組合役員、県教委幹部等双方の立場からの証人の証言も行われ処分理由の存否をめぐって激しい論戦が展開された。公開審問は10月6日までに7回を重ねたが、この過程では処分理由に疑念を抱かせる証言や事実も現れ、県労政課発行のニュースさえ「秋教組の弁論冴える、県教委応接に汗だく」という見出しで報ずる場面もあった程である。<sup>(43)</sup>

このような中で和解斡旋の動きが現れ局面が大きく展開することになった。地労委審査が大詰めを迎えた9月下旬、県労政課長から県教組に和解についての申し入れがあり、これに対して執行部は「提訴者実益を重点として復職を第一

義とする」として和解の話し合いに応じることを了承した。以降、労政課長の斡旋により10月初旬から県教組、県教委、地労委及び労政課長の4者会談が行われ、いくつかの曲折をへて11月27日「組合は提訴をとり下げる、以後の措置については労政課長が責任をもって復職者数名（内提訴者中から復職を含む）を出すことを組合に実現させる、地労委は仲裁機関として全面的にこれを促進する」という内容で終に和解に達した。<sup>(44)</sup> これによって1952年までに10名の復職が実現し、レッド・ページ撤回闘争としては他の都道府県に例をみない特筆すべき成果をあげることになった。

### （三）闘争を支えた要因

レッド・ページに対する教職員組合の抵抗は日教組中央を含めて極めて消極的であり、組織的に被ページ者を支え撤回闘争を推進した県教組は例外的存在であった。このような中で秋田県教組は、積極的に撤回闘争を組織し大きな成果を獲得することに成功した数少ない組合の一つであった。

この要因について、当時県教組書記長として撤回闘争の中心にあった加賀谷勤之助氏は、「曲がりなりにもともかく、秋教組として断固としてレッド・ページに反対するという決議をあげて…闘いを進めてきたということは、やはり北方教育の一つの思想的な基盤が当時あったこと、秋田県教組というのは北方教育の人がみんな中心になって活動していた…組合と北方教育という関係は、運動的にも人脈的にも（秋田の場合）切り離せない」<sup>(45)</sup> ことを挙げている。確かに、秋田の教育界には北方教育運動・生活緩方運動と新興教育運動・教育労働者組合運動という戦前における民主的教育運動の大きな遺産があり、戦後の教員組合結成に始まり「秋教組の歴史をひもとくなら、その重要な部署に北方教育同人のいたことは明らか」<sup>(46)</sup> であり、教育実践・研究運動を含めて戦前・戦後の教育運動の連続性が顕著である。加賀谷氏は、それが秋田県教組の運動を支える思想的バックボーンの一つであり、被ページ者を切り捨てないで護るという組合としての良心を保障し得た要因であると指摘しているが、同様の戦前教育の遺産を有していた山形、岩手、宮城等東北地方の他県との比較を通じてこの点の検討を今後の課題としたい。

## 五 秋田大学におけるレッド・ページ

1949年7月19日、新制新潟大学開学式に来賓として出席したCIE高等教育顧問W・C・イールズ（Walter Crosby Eells）が、共産主義者の大学からの追放を説く反共声明を発表したが、文部省はこれに呼応し8月から9月にかけていくつかの大学当局に対して極秘にレッド・ページの示唆を行っていた。これにより大学におけるレッド・ページの動きが始まり、9月頃から共産主義者と見做された教職員への辞職勧告がなされたり、神戸大学小松事件<sup>(47)</sup>に代表されるように新制大学への任用拒否を行うというケースが少なからず現れるようになった。

秋田大学では、1949年9月29日に鉱山学部講師本間吉美に、10月1日には同じく講師の館充及び補佐員藤本敏文に対して明確な理由を示すことなく辞職勧告がなされた。さらに10月5日、6日の両日には学芸学部で村井英夫教授、板倉謙二教授及び渋谷博助教授の3名に対して同様の辞職勧告がなされた。6名はこれを拒否したが、10月6日開催の鉱山学部教授会は不適格者として勧告を承認し、7日開催の学芸学部教授会では板倉氏について保留とし2名については当局の措置を承認した。この決定に対して6名は理由の明示を求めて質問書を提出するなど抗議を行いしばらくは勧告を拒否していたが、1950年1月から4月にかけて全員が退職に追い込まれ学園から追放される結果となった。<sup>(48)</sup> この事件は、追放された6名が「組合運動の活動家であったり、また共産党に所属していたことから、レッドページのはじめと見なされ」<sup>(49)</sup> るものであった。1大学で6名の追放という秋田大学の事例は大学におけるレッド・ページとしては最大規模のものであるが、今後これをめぐるCIE、文部省と大学当局の関係、大学内部、各学部の動向等の究明が必要と考えている。

### 〔註〕

- (1) 東北連絡調整事務局『執務月報 第8号（4月下旬分）』、1948年4月30日、外務省外交史料館所蔵マイクロフィルム、A-0096。
- (2) 同上『執務月報 第22号（11月下旬分）』、1948年11月30日。
- (3) これについては、『秋田魁新報』1948年5月5日付及び秋田県教職員組合二十年史編集委員会編『秋教組二十年史』（秋田県教職

員組合、1967年）参照。

- (4) 秋田地方労働委員会事務局編『秋田地方労働委員会五年誌』、1951年11月、400頁。
- (5) 同上、400—401頁。
- (6) 同上、401頁。
- (7) 『秋田魁新報』1948年8月29日付。
- (8) 秋田地方労働委員会事務局編、前掲書、370頁。
- (9) 『秋田魁新報』1949年3月27日付。
- (10) 同上、1949年3月29日付。
- (11) 同上、1949年3月27日付。
- (12) 県教組から地労委へ1950年10月18日付提出文書、「補足口述申立書（第3回）」
- (13) 『秋田魁新報』1949年3月31日付では、『ワシントン・イヴニング・スター』と『ワシントン・ポスト』の共産主義と「教授の自由」に関する論説を紹介している。
- (14) 鈴木政之「戦後四十年の現実のなかで」、北方教育同人懇話会編『北方教育—戦後の軌跡—』、秋田文化出版社、1985年、119頁。
- (15) 『秋教組二十年史』、40—41頁。
- (16) 例えば、1948年8月に県教組が前進座の公演を主催したのに対して、教育課長リンダールは県教組文化部長に10日間近く連日出頭を求めこれを中止させようとしたという（鈴木政之、前掲、118—119頁）。
- (17) 『秋教組二十年史』、46頁。
- (18) 全学連東北地方委員会から全学連中央執行委員会への1949年1月12日付報告、三一書房編集部編『資料 戦後学生運動史1』（三一書房、1968年）、338頁。
- (19) 『秋田魁新報』1949年2月12日付。
- (20) 筒井敬治「あの頃」、秋田県教育委員会『教育あきた』No.111号、1958年10月、5頁。
- (21) 1950年7月4日、地労委調査における教育長吉田慶助氏の陳述（『嵐にたえて—不當弾圧斗争史—』、秋田県教職員組合、1952年、30頁）。
- (22) 高橋熊五郎「私が教育委員だった時のこと」、秋田県教育委員会『教育あきた』No.111号、1958年10月、2頁。
- (23) 庫山寛一「いま思うこと」、教職員レッド・ページ三十周年記念刊行会編『三十余年の星霜を生きて』、あゆみ出版社、1983年、395頁。
- (24) 『秋教組二十年史』、47頁。
- (25) 県教委「学校における政治活動」

本教育委員会は、公立の学校における政治的活動について次の見解を表明する。

については今後各学校ではこの主旨に基いて政治教育の実施にあたり、校長は教職員に対してこの主旨の徹底とその適用の十全を期すると共に、関係諸団体にも広く理解と協力を求め、これが履行の万全を図り、以て本県教育の伸展に努められたい。

#### 一、学校

教育基本法第8条に「良識ある公民たるに必要な政治的教育は、教育上これを尊重しなければならない。法律に定める学校は、特定の政党を支持し、またはこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。」と規定されている。ここにいう「学校」とは、単に物的施設のみでなく、校長、教職員、生徒、児童及びこれらのものの公の行為をも含み、また学校の名において直接的あるいは間接的に行われる活動、若くは教職員なるが故に影響を与えて行われる活動等の一切を含む広汎なものである。

#### 二、政治教育と政治的活動

学校における政治教育は重要であって、中正な立場で行わなければならないことは言うまでもない。しかしながら政治教育を政治的活動と混同してはならない。校長、教職員及び生徒児童が次に示すような行動を行う場合は、政治的活動と解される。即ち

- (一) ある政党の政治的イデオロギーを弁護したり、出席者たちに、ある党派の政治団体の加入を依頼すること。
- (二) ある党派の政治上の文書を配布したり、ある党派の政治上の資料や紙芝居等をみせること。
- (三) ある特定の政治的候補者の選挙を援護したり、又は、特に落選するように宣伝したりすること。
- (四) 学校とか教師とかの地位、又は自己が教育組織に関係あるのを利用して、ある党派の政策を宣伝するために会合を開いたり、出席したり、家庭訪問したりすること。
- (五) 学校の教育計画の一部として、又いついかなる所においても、いずれかの党派の政治活動に従事するよう生徒児童に要求したり、又は影響を与えようとする事。
- (六) 教職員や生徒児童に対して特定の政治団体への経済的利益を与えることを勧誘すること。

#### 三、一般人の学校に対する政治活動

個人でも、団体の代表であっても、それが政治的団体であると否とを問わず、政治的活動のため、あるいは政治的イデオロギーを宣伝するために、学校を訪問したり、学校の教育活動に参加することは許さるべきでない。

四、教職員の政治的活動

教職員は、個人的には政治に関連をもつ自由を与えられているが、職務上の地位にかんがみ、まず教育者であることを自覚し、それを実際の行為で示すべきである。

したがって教職員の公的会合は、党派的政治活動の為のものであってはならないし、教育会、教職員組合、其他の私的会合にも、関係当局の認可がなければ勤務時間中には行ってはならない。

五、学校内の政治団体

すべての政党の『支部』又は『細胞』と呼ばれる分会組織が、学校の中にあたり、学校の名称を用いたりしてはならない。

六、生徒会の活動

生徒会活動や其他の特殊教育活動は、学校の教育計画に於いて、肝要な部門であるが、いついかなるところにおいて開かれても、必ず校長の指導監督の下に行われなければならない。

七、学校施設の利用

学校施設を政治上の目的のために利用させる場合は、各政治団体に対して、公平に取扱わなければならない。

学校管理者及び学校当局は教育上政治的中正を保持しがたいと認める場合は、学校施設の使用を許可すべきではない。

- 26) 加藤芳男「首切り通告の日」、『秋教組二十年史』、50頁。
- 27) 県教委は、1950年3月17日付地労委宛「答弁書」において「依願免職の者 30名 依願退職の者 4名 御用済につき解職の者 4名 官吏分限令第11条準用休職の者 4名 懲戒免職の者 1名」としているが、県教組資料に拠り休職者を5名とした。
- 28) 県教組資料「秋田縣教職員組合救援対策委員会規定」（昭和24年12月3日制定）。
- 29) 『嵐にたえて—不當弾壓斗争史—』、4頁。
- 30) 筆者の聞き取りに対する当時県教組書記長・加賀谷謹之助氏の証言（1986年9月10日、秋田県国民教育研究所にて）。
- 31) 1950年8月14日付県教組から地労委宛「7月6日付教育委員会の提出せる『答弁書の補足』に対する口述書」。
- 32) 東北連絡調整事務局編『執務月報 第2巻第19号（10月上半月分）』、1949年10月15日。
- 33) 前掲、加賀谷証言。なお、加賀谷氏は、県教組の運動が“暗い谷間”から脱して上昇に向かう大きな契機が1950年以降の平和運動、平和教育運動であったと指摘している。
- 34) 『嵐にたえて—不當弾壓斗争史—』、12頁。
- 35) 『秋教組二十年史』、49頁。
- 36) 前掲、加賀谷証言。
- 37) この内、岩井川安次郎、高橋蓉子については『毎日新聞』（秋田版）1949年10月26日付、他は地労委証言による。
- 38) 加賀谷証言によると、教育擁護同盟は数年後には事実上解散となったが、その後被ページ者が自分たちがレッド・ページされた秋を象徴する花である菊にちなんで「キクの会」という組織をつくり、10年近くにわたりお互いの消息を交換したり組合に対する協力について話し合ったりしていたという。
- 39) 秋田地方労働委員会事務局編、前掲書、526頁。
- 40) 他の4名については、次のように認定している。
- 沢田一義…①国鉄争議を応援し共産党運動に協力した度合いが教員として行き過ぎである、②生徒に共産党の文化運動として出しているバッジをつけさせたり、共産党に入っていると話した、③特定政党に関する紙芝居、幻燈を見せたり壁新聞を貼ったり等の政治活動を実行した、④前進座のポスターを白屋貼って歩いた、⑤よって、教育者として逸脱行為に出て勤務時間を割いて政治的活動を為したもので教育公務員としての服務規律に違背し教育基本法の趣旨及び教育委員会の指導方針に悖ったもので処分は適法。
- 下総次郎…①教育委員会、校長の許可を受けずに無届けで出張した、②共産党の農村工作隊への協力が教員として度が過ぎ、工作隊と行動を共にし部落の各家々を訪れた、③欠席が多く授業に支障があった、④よって、教育者として逸脱行為があり教育基本法の趣旨並びに教育委員会の通牒、指導方針に悖るものであり処分は適法。
- 笹川富男…①同僚教員に共産党への入党勧誘を行った、②青共班の結成や活動に校外で重大な役割を演じた、③よって、政令201号の趣旨並びに教育委員会の指示方針に悖り教育者として逸脱行為があったので処分は適法。
- 赤坂隆三…①日教組の中央執行委員として教育委員会、校長の許可を受けることなく長期にわたり職場離脱し組合本部に在駐した、②前示の行動は、教育公務員として職務を怠り、服務規律に違背したもので処分は適法。
- 41) 『嵐にたえて—不當弾壓斗争史—』、55頁。
- 42) 1950年3月17日付県教委から地労委宛「答弁書」。
- 43) 『秋教組二十年史』、49頁。
- 44) 『嵐にたえて—不當弾壓斗争史—』、71—72頁。なお、地元マスコミは、地労闘争における県教組の努力と成果を以下のように高く評価していた。

「縣教組が縣教委を相手どって1年間の抗争ののち和解した縣教委不当労働行為事件は今年の争議中の最大のケースだ、…地労委、組合、委員会の三当事者に並々ならぬ努力を要請したが、中でも縣教組書記長加賀谷謹之助氏の努力は目立った、縣教委が機構を利用してしゅう集した立証資料に対抗して反ばく立証に立つ加賀谷氏の資料には並々ならぬ苦心と努力の跡がみられた

#### 教職員レッド・ページ概要ノート（その4）

仲谷委員長の重厚方針が成功したかげには加賀谷氏の組合主義に立って闘うというつかれを知らぬ若さと努力によって実を結ばれ、縣教組の今年の運動方針を確立した」（『秋田魁新報』1950年12月29日付）

- ④5 前掲，加賀谷証言。
- ④6 北方教育同人懇話会編，前掲書，28頁。
- ④7 神戸大学小松事件については，平田哲男編著『大学自治の危機—神戸大学レッド・ページ事件の解明—』（白石書店，1993年）参照。
- ④8 秋田大学『秋田大学一覽 昭和26年度』によると，村井，渋谷，館，藤本の4名は1950年1月20日付で，板倉は同年3月31日付そして本間は4月31日付でそれぞれ退職とされている。
- ④9 秋田県『秋田県労働運動史 第1巻』，1986年，399頁。

（本学教授・釧路校）

補記 本論文作成にあたり，レッド・ページ当時県教組書記長として撤回闘争の中心的役割を果たした加賀谷謹之助氏から，行政訴訟・地労委審問に関する資料をはじめ多くの資料の提供と当事者としての貴重な証言をいただいた。本論文はこのような加賀谷氏のご教示に負うところが大きい。

これについて末尾ながら謝意を表させていただきたい。